

お客さま各位

大東京信用組合

払戻請求書による当座預金の支払い開始、および「当座勘定規定」の改定のお知らせ

大東京信用組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、払戻請求書による当座預金の支払いを開始しますのでお知らせいたします。

また、この取扱いの開始にあたって、当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前からご契約いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 取扱い開始日

令和8年6月1日（月）

2. ご留意いただきたい事項

- ・口座名義人ご本人さまからの払戻しに限ります。手形・小切手のように第三者への交付・譲渡はできません。
- ・お取引は当座預金口座の開設店舗に限ります。払戻請求書は窓口でお受け取りください。
- ・払戻しにあたりましては当座勘定入金帳をご持参のうえ、必要事項を記入しお届印を押印した払戻請求書を窓口にご提出ください。
- ・本人確認書類のご提示等を求めることがございます。

3. 規定の改定について

(1) 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

(2) 改定日

令和8年5月7日（木）

(3) 改定内容（赤字下線部分が改正箇所となります。）

①当座勘定規定 ※後記③小切手用法、④約束手形用法、⑤為替手形用法を含みます。

改定後	改定前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p style="text-align: center;">:</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p style="text-align: center;">:</p>

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>ただし、令和8年10月1日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法。（令和8年5月29日までに開設された口座に限ります。）</u></p> <p>(4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座勘定入金帳とともに払戻請求書を提出してください。なお、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合にはは、小切手を使用してください。</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p>

改定後	改定前
<p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>(5) <u>払戻請求書の交付</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p style="text-align: center;">:</p>	<p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費交付します。</p> <p style="text-align: center;">:</p>
<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">:</p>	<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">:</p>
<p>第 13 条 (支払保証)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第 13 条 (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>
<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">:</p>	<p>第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">:</p>
<p>第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載</u></p>	<p>第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる<u>かぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">:</p>

改定後	改定前
<p><u>がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">：</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">：</p>

②当座勘定規定（専用約束手形口用） ※後記④約束手形用法を含みます。

改定後	改定前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降は他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>ただし、令和8年10月1日以降に振り出された専用約束手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当座を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のう</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">：</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当座を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のう</p>

改定後	改定前
<p>ちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>(3) <u>専用約束手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。ただし、専用約束手形用紙の交付は令和8年5月29日までに請求があった分までとし、それ以降の請求はお受けしません。</u></p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">:</p>	<p>ちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p style="text-align: center;">:</p> <p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるか<u>ぎ</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">:</p>

③小切手用法

改定後	改定前
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年10月1日以降に振り出された小切手が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p>

④約束手形用法

改定後	改定前
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

⑤為替手形用法

改定後	改定前
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

以上